



いわない 議会だより

発行 岩内町議会

編集 議会運営委員会

〒045-8555

北海道岩内郡岩内町字清住258

☎ 0135-62-1011

FAX 0135-62-3465

メールアドレス

iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



マリンビューから望む岩内の街

2012. 5

No. 116

第1回定例会報告 P2

5会派の議員による代表質問 P3

定例会報告

本年度 一般企業会計 特別・企業会計 予算総額約123億円決まる!!

平成二十四年度各会計予算等を審議する第一回定例会は、三月五日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

三月十二日に再開し、各会派の代表である五名の議員により町政各般にわたり代表質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、三月十六日閉会しました。

審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

《予算》

- 平成二十四年度一般会計予算
健康審査等業務委託料・がん検診業務委託料・予防接種業務委託料等約四千二百万円、公営住宅（栄団地）建替等工事費等約四億四千八百万円が決められました。
- 平成二十四年度国民健康保険特別会計予算
特定健康診査業務等委託料七百七十八万円が決められました。
- 平成二十四年度臨海部土地造成事業特別会計予算
新港地区工業団地分筆図作成業務委託料二十万円が決められました。
- 平成二十四年度公共用地先行取得事業特別会計予算
土地開発基金繰出金十万円が決められました。

- 平成二十四年度介護保険特別会計予算
訪問給食サービス業務委託料及び地域包括支援センター業務委託料約三千五百五十万円が決められました。
- 平成二十四年度深層水事業特別会計予算
深層水分水計装システム機器保守管理業務委託料八十七万円が決められました。
- 平成二十四年度後期高齢者医療特別会計予算
後期高齢者医療システムソフトウェア保守管理業務委託料等約三百八十三万円が決められました。
- 平成二十四年度水道事業会計予算
八千代の沢円山線（外一線）配水管新設工事費等二億四千九百万円が決められました。
- 平成二十四年度下水道事業会計予算
汚水管渠布設工事費一億八千三百万円が決められました。
- 平成二十三年一般会計補正予算
岩内協会病院救急医療等事業補助金三千五百五十万円が決められました。
- 平成二十三年国民健康保険特別会計補正予算
一般会計繰入金等一千万円が決められました。
- 平成二十三年臨海部土地造成事業特別会計補正予算
一般会計繰入金等一千万円が決められました。
- 平成二十三年介護保険特別会計補正予算
介護保険システム改修業務委託料約四百万円が決められました。

《条例》

- 職員の給与に関する条例等の一部を改正
 - 税条例の一部を改正
 - 介護保険条例の一部を改正
 - 住宅条例の一部を改正
 - 水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正
- 各条例の一部を改正しました。

《その他》

- 公の施設の指定管理者の指定
老人福祉センターの指定管理者を社会福祉法人 岩内町社会福祉協議会に指定しました。
- 過疎地域自立促進市町村計画の一部変更
計画の一部変更について議決しました。
- 北海道市町村総合事務組合規約の変更
規約の一部変更の協議について議決しました。

《人事》

- 岩内町副町長の選任に同意
小熊 孝幸氏の選任に同意しました。



代 表 質 問 (要 約)

3月12日、13日、5名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

金 沢 志津夫 議員 (志政クラブ)

新年度予算の特徴と

取り組むべき課題について

■質 問■

一、スケソ漁業は、現在三隻が操業していますが、今年度は極端な不漁年で来期の操業が危ぶまれ、資材の購入も出来ない状態です。

こうした危機的状況下で操業を続けるには、漁業者だけでは限界があることから、これを補う効果的な支援が必要とされ、その方策として「資材の一部」を助成するなどの対策を講じて頂きたいと思いますが、町の対応を伺います。

二、地元経済が低迷する中、地元雇用が厳しい状況にあり、雇用の場を町外に求める若者も多くなっています。

企業誘致の雇用効果や地元の企業努力。国の緊急雇用対策など一定の成果が表れていますが、全

体的な底上げを図るにはさらなる雇用対策が必要と考えます。

具体的な雇用の場の確保について町の対応を伺います。

三、町独自の緊急避難態勢の整備が必要であり、特に町内を網羅している町内会や自治会、企業単位での防災態勢の充実を図ることが町の防災の要となります。

日頃から生活弱者への支援をどうするか、具体的に誰が誰に支援するかは、地域に住む人が熟知しており、町内会組織の強化や民生委員、ボランティア団体、消防、保健師などが総合的に活動する態勢が必要と考えますが、具体策を伺います。

■町 長■

一、スケソ延縄漁業は、町の礎を築いた重要な漁業として認識しており、近年の低迷については、憂慮しています。

特に今年は、出漁日数及び水揚量については、昨年と比較し、非常に厳しい結果であります。

スケソ漁業振興のためには、日本海北部の広い海域を回遊する、スケソの特性を考慮し、岩内海域のスケソ資源も含まれる日本海北部系群資源の、科学的、広域的な保護・管理が必要です。

このため、平成九年から、国が定める、資源保護のための基本計画において、生物学的に算出される、漁獲許容水準をもとに、漁獲可能量、いわゆるTAC(タック)が定められ、この漁獲可能量に基づき、スケソ資源

の保護・管理が行われています。

したがって、この制度が活用され、漁業者の経営改善につながる運用が行われるよう注視しながら、資源保護などに資する施策の必要がある場合には、北海道などに対して、その具体化について、要望していきます。

この状況での、スケソ延縄漁業への支援については、町では、スケソ延縄漁業を含め多様な漁業形態があり、それらの対策との整合性を図る必要があることから、直ちに具体的な、支援を行える状況には、ないものと考えています。

しかし、スケソ延縄漁業が町に果たしている役割については理解しており、岩内の今後のスケソ資源量の推移や、今年の不漁の原因についての情

報などを、中央水産試験場などから収集、整理し、さらに、漁協・漁業者との意見交換を行いながら、町としての支援策の可能性について、検討します。

二、雇用情勢も依然と厳しい状況に直面しているところであり、

岩内公共職業安定所管内の有効求人倍率は全道の求人倍率を〇・二三ポイント上回ってはおり、求人傾向としては、有資格者の求人や医療福祉関連の職種で非常に高い倍率になっており、四月に町内に開設される介護老人福祉施設では、有資格者など三十名を超える新規採用を予定しており、町としては、有資格者の求人が多い状況にあることから、関係機関等などの補助制度を活用し、各



西部地区の現状と町の対応について

種免許の取得を支援し、地元事業所や企業が求める人材を就労に結びつける取り組みについて関係機関との連携を図り、地元の若者が地元で就労できるよう、公共職業安定所等と連携し、雇用の場の掘り起こしや拡大に努めます。

三、災害時において、生活弱者などの要援護者には、町内会やボランティア団体などの支援を最大限活用した、効果的で即応性のある対応が必要と考えています。

町としては、町内会等での支援の取り組みを促していくことが必要との考えのもと、防災組織や防災部会などの組織づくりへの働きかけや、保健師や消防署員などの助言や相談を行うなどの支援を行いたいと考えており、町内会等における支援の組織化を図った上で、総合的なネットワークなど地域全体での支え合いを行える組織体制の構築に結びつけたいと考えています。

■質問■

一、国道二二九号は、都市計画道路の変更により整備区間が決められ、住民説明会も行われており、越波と塩害で苦しむ周辺住民は一日も早い着工を望んでいます。

また、この沿線は、公共下水道の整備区間であり、すでに終了している権太町通りと連結しなければ活用できません。

関係自治会から早期改善を求める要望書も提出されていますが、町は国や道にどのような働きかけを行ってきたのか、着工の見通しはどのようなか伺います。

二、薄田通りの西小学校から西側は歩道がなく、通学児童の保護者や住民は日常不安を抱えています。

周辺団地の空洞化や手狭な集会所、旧島野小学校の跡地利用など、再整備が必要な地域であり、墓地公園通りまでの区間

を総合的に判断し、過疎化の進行を防ぐ対策が必要ですが、町の考えをお尋ねします。

三、敷島内地区は、豪雨のたびに河川や農業用水路が氾濫し、下流域に被害を与えています。根本的な対策がなされていません。

具体的な防止策はないのでしょうか。

四、国道二二九号は、海岸線のため強風と塩害により街路灯（防犯灯）の寿命が短く、器具の破損も多いため、沿線で構成している島野街灯組合では、町が街灯の補助率を引き上げてもなお赤字が続く、存続が危ぶまれ町への移管も検討されています。

こうした地域の特殊性を考え、寿命の長いLED電球やより強固な電気機器の設置が求められますが、助成する考えについて伺います。

五、霊苑から農免道路に通じる砂利道は一車線

で、災害時避難するための道路となつていません。円山方面や火葬場、鳴神水源地などに通じ、避難道路としても極めて重要な役割を持つ区間であり、早急な整備が必要と考えますが、対応を伺います。

一、町では、各種期成会を通じ、歩車道の拡幅や海岸護岸の改良について、関係機関に強く要望しているほか、国との意見交換や面談の場では、繰り返し、地域の実情を伝え、同様の要望を行い、さらに、平成二十二年七月には、国の担当部署へ直接、要望書を提出しています。

この他、平成二十二年十月には、都市計画の見直しを実施するなど、事業着手に向けた環境整備を進めてきました。

このような中、国から

当該区間の整備について、平成二十三年度概算要求に盛り込みたいとのこともありましたが、公共事業費全体の削減傾向に加え、昨年三月に発生した東日本大震災等の影響から、予算確保が困難な状況に急変し、実現に至らなかったというのが現状です。

今後も、震災復興財源確保のため、公共事業予算の更なる圧縮が想定されるなど、先行き不透明な状況が続いています。町としては、これ迄と同様、早期事業着手に向け、関係機関に対し、機会ある毎に、強く要望を続けてまいります。

二、まちづくりの基本方針を定める中において、地区を限定しての施策の展開には難しさはあるものの、西小学校前の歩道整備や旧島野小学校の跡地利用などについては、今後の重要な課題として捉えています。

何れにしても、西部地区は、町内でも、特に豊かな自然を有し、また、漁業、農業、水産加工といった地元産業の中核をなすエリアでもあり、今後のまちづくりにあたっては、従来にも増して、その位置付けは重要となってくるものと考えており、総合計画や過疎計画との整合性を図りながら、地域の振興に取り組みます。

三、昨年と一昨年の集中豪雨では、河川などの異常増水のため水による被害が発生しましたが、その原因は、近年の雨の降り方が現況の排水施設の能力を超える強い強度によるものと考えています。野東地区では筍山通りや火葬場通りを横断するメトチ川支線の排水施設を改修しており、これと並行して、道路の既存排水施設の目視点検や清掃等を行い、流下能力の維持に努めてきたとこ

ろです。

また、今後も発生する集中的な豪雨対策のため、平成二十四年度から三カ年計画で排水整備計画策定に着手しますが、工事実施には、多大な費用と期間を要することから、当面の対応としては、側溝清掃等の維持管理体制の強化を図り維持管理に努めます。

四、島野街灯組合では、加入戸数が二百二十戸に対し、防犯街路灯数が二百十灯あり、その約半数が海岸沿いの国道にあり、塩害による腐食などで機器の寿命が短い特殊性もあつて、管理団体が大変ご苦労されている実情にあります。

町の防犯街路灯補助事業は、平成二十二年度に補助率などの引き上げを行い、電灯料は、それまでの補助率三十%を六十%に、設置費は、補助率二分の一を三分の二、限度額一万五千円を三万円とし、町内会・自治会等管理団体の負担軽減を図ったところです。

ご質問の寿命の長いLED電球や、より強固な機器の設置も、一定の条件の元、設置費補助の対象です。

したがって、各年度の予算措置との関連もあり、管理団体における事業計画の段階から協議させて頂き、今後とも、町内会・自治会あるいは街灯組合の自主活動の支援について検討します。

五、筍山水無沢線は、昭和五十五年山村地域農林漁業特別対策事業で、道路改良工事を実施し幅員が四・五mと比較的狭く未舗装の道路であります。近年は浄水場や霊苑などの公的な施設及び円山地区、鳴神の滝などの観光施設などへ通じるバイパス的な路線のため、利用頻度が増加していますので町全体の道路整備計画の中で、災害時避難道路などの路線的な役割や道路の利用状況、整備に係る財源的な問題などを総合的に勘案し、その整備時期を判断したいと考えています。

電源立地地域対策交付金の電力料金の助成措置について

■質問■

一、「電源立地地域対策交付金」の金額と、交付対象事業の内容をお聞かせ下さい。

二、「交付金」を仮に岩内町が割引助成措置した場合、一般家庭で月額どの位の金額になりますか。

また、企業の場合はどのようにになりますか。

三、今後、「交付金」の一部を電力需要者に還元する助成措置を行う考えはありませんか。

■町長■

一、電源立地地域対策交付金の交付額は、平成十五年度下期から平成二十三年度までの合計で、三十五億三千六百三十三万七千円です。

主な交付対象事業は、公共用施設整備事業として、地場産業サポートセンター、岩内消防署庁舎及び防災行政無線の整備

工事に加え、郷土館、働く婦人の家、老人福祉センター、特別養護老人ホーム及び各小中学校の改修工事などを行っています。

また、福祉サービス提供事業として、「三保育所に係る運営事業」や「保健福祉サービス提供事業」を実施し、保育士、保健師等の人件費に交付金を充当しています。

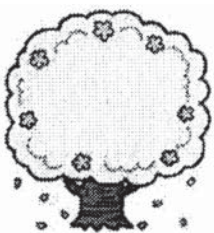
なお、旧・周辺交付金につきましては、現在は

周辺交付金相当分として、電源立地地域対策交付金に算入されており、平成十五年度下期から平成二十三年度までの算入額の合計は、十一億四千四百八十二万七千円で、このうち、平成二十三年度分は、八千九百八十七万六千円です。

二、町が給付金事業を選択した場合に想定される、一般家庭に対する月額の割引額は、契約口数が一口的場合、住宅一戸あたり、月額四百五十七円の割引。

また、企業などでは、契約キロワット数に単価二百二十八円を乗じた額が月額の割引額となるということです。

三、町としては、本交付金の「電源地域の振興や住民生活の利便性向上等を図る。」という趣旨に鑑み、平成十六年度からは、「公共施設整備事業」や「福祉サービス提供事業」を中心に事業を展開しており、今後も、本交付金を一体的に支消することにより、各種福祉サービスの確保、及び、公共用施設の整備や維持補修等を、計画的かつ効果的に進めたいと考えています。



平成二十四年度

町政執行の基本方針について

■質問■

一、本年は上岡町長の三期末の町政を執行するスタートの年であり町長は、これまで八年間、財政基盤の安定化を図るために取り組まれ、一定の成果を上げられています

が、今後、町長は岩内町を何処に向けて進めていくのか、どのような町づくりを目指しているのか、具体的な町長の考え方を伺います。

そこで、伺います。

四施策の具体的な内容、そして重点施策は。

三、協働による町づくりの推進について協働による町づくりは住民と行政との情報共有など重要施策の立案や計画決定にあたっては必要に感じ

「パブリックコメント」「住民説明会」などを実施し、「広く住民の皆様のご意見を伺いながら事業を進めるよう配慮してまいります。」と、ありました

「おじやまします。町長です。」「私の思い」などで、多くのご意見・要望があつたと思います。

そこで、伺います。

実際に住民の皆様のご意見・要望が事業として、いままです実現した事業また、実現の予定がある事業はありますか。

■町長■

一、私のまちづくりの方向性については、「私たちが住んで良かったと思える町に」という一言に尽きるものと考えており、このスタンスは、一期目の町長選挙から現在に至るまで、住民の皆様

に訴え続けてきたことです。そして、これを実現するための中心施策として、昨年の町長選挙において、改めてお示しした

のが、「健全な財政運営」、「産業の活性化」、「安全安心なまちづくり」そして、「住環境の整備」の四つのテーマです。

それぞれの中核内容ですが、「健全な財政運営」では、各種の懸案事業を着実に進めるための、自主財源の確保と計画的な活用。

「産業の活性化」では、

産業間連携を図りながら、地域の産業で生活できる地域づくりの実現。

「安全安心なまちづくり」では、住民の安全・安心な暮らしを担う拠点としての、役場新庁舎や保健センターの建設。

最後の「住環境の整備」では、道路、公共下水道、公営住宅、公園など、町民と関わりの深い都市基盤の整備が不可欠と考えています。

二、平成二十四年度の主要な施策は、町政執行方針に四つの項目に区分して示しています。

具体的には、地元産業を活性化するための「活力ある産業基盤づくり」

の事業は、浅海藻場造成試験事業補助金、岩内水稲生産組合設備整備事業補助金、プレミアム商品券発行事業補助金、商店

街活性化事業補助金などです。

住環境を整備するための「住みよい町づくり」

の事業は、町道の舗装新設・維持補修工事、運動公園の野球場や陸上競技場等の改修、さらに、栄団地及び栄集会所の建替事業などです。

町民が健康で心豊かに「安心して暮らせる町づくり」の事業は、高齢者の介護予防事業や放課後児童保育の時間延長及びがん検診、各種予防接種

による健康保持の事業、さらに、防災対策の海抜表示板の設置、防災行政無線更新整備事業などです。

将来を担う子どもたちの育成など「心豊かな人と文化を育む町づくり」の事業は、幼稚園就園奨励事業補助金、第一中学校給水設備等改修工事や

小中学校三校の体育館床等改修工事のほか、外国語指導員助手の配置などの事業です。

平成二十四年度予算に計上しました事業の実施により、引き続き、町民生活の安心と安全を支える町政の的確な執行にさらに努力をします。

三、町全体から身近なものまで、毎年、多くの意見・要望をいただいています。いづれも内容を調査し、できるだけ要望に答えられるよう適切な対応に努めています。

また、町の重要施策では、役場庁舎等建設事業における「保健センター」の一体整備が、パブリックコメントなどによる町民の皆さんからの要望を受け計画された実現予定の事業にあたるものと考えています。



町の防災行政無線施設の

充実を

■質問■

岩内町の防災行政無線施設を平成二十六年年度までに全世帯の受信機の更新のための実施設計の報告がありました。

わが町でも、災害時に、屋外で仕事中の方や歩行中の方などすべての町民の方々が自宅や家屋の中に居るとは限りません。避難場所への移動中の時など、町の隅々まで防災無線が聞こえる状況が必要だと思えます。そこで伺います。

一、今現在、屋外放送施設は何箇所あるか。

二、災害時、停電時でも屋外で聞くことが出来るか。

三、町内隅々まで聞こえるようにするためには、何基放送設備が必要か。

四、町内の民間放送局との連携・協定は可能か。

■町長■

五、流雪溝の監視用スピーカーを活用出来ないか。

六、全町隅々まで防災無線が聞こえることが不可欠と思いますが町長の考えは。

七、町民の皆さんに災害時、避難移動の際、防災無線を持つて移動の必要性の周知は。

八、電池の液漏れで故障が目立ちます。新たに更新予定の受信機は充電式か。

一、町内に設置している屋外拡声子局の数は、五箇所です。

二、屋外拡声子局は、非常用電源設備を備えていることから、停電時に対応可能です。

三、全町域を網羅するためには、屋外拡声子局を設置するための電波の伝搬状態、スピーカーの向き、音量や性能など、専門業者による詳細な調査が必要となり、その数量を想定することは難しい状況です。

四、一社となっており、当該事業者は、平成二十三年三月三十一日をもって放送を終了し、街頭に設置していたスピーカー機器はすべて撤去済みであると伺っています。

■町長■

五、流雪溝監視システムのスピーカー機器は、すべてデジタル的な制御となっており、防災行政無線を接続することは、システムの構成上、不可能な状況であり、接続機器等を導入し接続する場合には、概ね三千万円程度と試算されることから、流雪溝監視システムの活用は難しいものと考えています。

六、全町域で町からの情報を聞くためには、屋外に、新たな拡声子局の整備が必要となり、この設置には、専門業者による詳細な調査が必要で、さらに、土地の確保や地権者との調整のほか、設置に要する財源の確保など、検討を要する課題も多いものと考えています。

したがって、新たな屋外拡声子局の整備は、全町域にわたる屋外における情報の周知方法の一つ

として、他の情報伝達手段を含め、今後、十分検討してまいりたいと考えています。

七、災害時に町からの避難等のお知らせを聞いた時には、必要最低限の持ち物を用意して、一刻も早く避難していただくことが重要と考えており、あわせて、防災行政無線の電波の届く範囲は岩内町内であることから、戸別受信機を持つての移動や避難を想定した整備ではないことをご理解願います。

八、停電時に充電分を支消した場合、再充電が出来ず、使用不可能となるなどの理由から、充電式の戸別受信機は、国内メーカーにおいて製造されておらず、今後更新予定の戸別受信機も、乾電池交換式となると考えています。



小学校の適正配置について

■質問■

岩内町に於いても、児童生徒数の大幅なる減少により学校の小規模化が進んでいる中、この町にふさわしい新たな学校の配置を目指して平成二十

年度より検討し、平成二十三年二月に策定した岩内町立小中学校適正配置基本方針に基づき、小学校三校を二校とする統廃合の検討が進められ、

岩内町立小中学校統廃合検討懇談会や学校保護者との意見交換会などで行った意見交換会などで行った意見交換会などを行

参考、検討項目ごとに教育委員会として考え方をまとめ、町民の皆さんより本年二月十日から二十九日の期間、意見をいただいたところと伺いました。

一、検討項目内容はどの様なものか。

二、検討項目内容について保護者・町民の意見内容は。

三、検討項目内容について検討懇談会委員の意見内容は。

四、検討項目内容について教育委員会の考え方は。

五、小学校三校から二校への優位な形態は。

■教育長■
小学校の統廃合は、岩内町立小中学校適正配置基本方針に基づき、小学校三校を二校とする統廃合の検討を進めています。

一、検討内容は、存続する二校の組合せ評価の名称をどうすべきか。

②統廃合の周知、準備期間をどの程度にし、いつから統廃合すべきか。

③スクールバスの導入は、バスの必要性の有無、もし導入した場合の対象

距離をどうすべきか。

④事前の学校交流は、統合する学校間でどのような事前交流をすべきか。

⑤廃校後の活用方法は、廃校となる学校をどう活用すべきか。

⑥児童への配慮は、統廃合対象児童へどのような配慮が必要なのかであります。

二、三、四、保護者・町民及び検討懇談会委員の意見内容と、教育委員会の考え方は、

①学校の名称は、存続する学校の名称を使用すべき、新たな名称を付けるべきであるなどの意見が出され、教育委員会としては、既存の名称を使用したいが変更意見もあるため存続校が決定した後

②統合する時期は、平成二十六年四月が最も多い状況にあり、教育委員会としても、平成二十六年年度には新一年生がクラス編成になる見込みのため、これが一つの目途と考えます。

③スクールバスの導入には、必要、不要の両論、導入した場合の対象距離の目安や、バス以外の導入方法等の意見が出されています。

教育委員会は、スクールバスの導入には、一定の経費も係るが、導入要望も強いことから正式に存続校が決定した後に具体的に検討します。

④事前の学校交流については必要ないとの意見もありましたが、円滑に統廃合するためにも、事前の学校交流は必要であるが大方の意見であり、今後交流内容を具体的に検討することとしております。

⑤廃校後の活用方法は、校舎、体育館とも、有効に活用すべきである。具体的には、学童保育所、町民体育館、社会教育活動施設などの意見が出されています。教育委員会の考え方は、有効に活用出来るよう進めたいと考えています。

⑥児童への配慮は、児童のメンタル面への配慮、学校変更の必要性、学校職員の配置要望など多くの意見が出されています。

教育委員会としても、児童への配慮は、重要であるので適切に対応します。

五、小学校三校から二校への優位な形態は、中長期的に一学年二クラス編成を確保出来るかや、通学距離、学区バランスなどの七つの重点検討項目と五つの参考検討項目を基に検討を加え、総合評価を行い最終的に存続すべき二校を決定します。

総合評価では、東小学校と西小学校の校舎を使用し、中央小学校を廃止するパターンが、中長期的に二校のバランスある児童数を確保出来、継続的に二クラス編成が可能であり、二校のバランスが崩れた場合には、柔軟な学校区域の変更が可能であること。

また、地域バランス、徒歩通学の距離、学校施設規模など均衡が取れているなどの理由から、最も優位なパターンと評価しています。

また、地域バランス、徒歩通学の距離、学校施設規模など均衡が取れているなどの理由から、最も優位なパターンと評価しています。

また、地域バランス、徒歩通学の距離、学校施設規模など均衡が取れているなどの理由から、最も優位なパターンと評価しています。

また、地域バランス、徒歩通学の距離、学校施設規模など均衡が取れているなどの理由から、最も優位なパターンと評価しています。

また、地域バランス、徒歩通学の距離、学校施設規模など均衡が取れているなどの理由から、最も優位なパターンと評価しています。

また、地域バランス、徒歩通学の距離、学校施設規模など均衡が取れているなどの理由から、最も優位なパターンと評価しています。



志賀 昇 議員（清和クラブ）

再生可能エネルギー風力発電等の

導入取り組みについて

■質問■

昨年三月十一日発生
の、東日本大震災と福島
第一原発事故後、電力の
供給不足による、今後の
影響について、連日報道
されており、エネルギー
供給問題は、今や国民的
問題として、関心が高
まっています。

また、道内の電力需給
見通しは、昨年並みの
ピーク需要を前提とした
場合非常に厳しい状況で
あると言われています。
この様な状況のもと、
岩内町においては、エネ
ルギーとの関わりは深
く、水力発電発祥の地、
さらには隣接して、泊原
子力発電所が稼動してお
り、今後とも本地域の自
然等の「立地条件」をい
かした、総合的な再生可
能エネルギーの開発と地
域作りが強く望まれてい
ます。

加えて昨年風力など
で、発電した電力の全量
買取を、電力会社に義務
づけた「再生エネルギー
特措法」が成立したこと
により、今後道内におけ
る再生可能エネルギーの
取り組みは、加速するも
のと考えられます。

以上の事柄を踏まえ次
の点について伺います。

一、平成十年と十一年
に、岩内町新エネルギー
ビジョン策定に向けた調
査が行われております
が、その後十年以上も経
過していること、昨年
発生した福島第一原発事
故以来、再生エネルギー
の要請も高まっており、
また、追い風となる、新
規風力発電の全量買取
「特措法」も成立してい
ることから、新たに再生
可能エネルギー、風力発
電の設置について、調査・
検討を進め導入すべきと

考えますので、ご所見を
伺います。

二、岩内港を利用した、
LNG火力発電所の誘致
についてであります。

本地区は、北海道のエ
ネルギー基地とも言え
る、北海道の電力発電量
の約四十％を発電されて
いる地域であり、今後に
おいては、火力発電の要
請が高まるものと思いま
すし、LNG火力発電は、
石炭に比べ約半分のCO
2排出量であること、更
に高い熱効率に期待が高
まっております。

この様な事を踏まえ、

エネルギー供給基地とし
て考えた場合、岩内町に
は、新港があり、燃料と
するLNG天然ガスは、
港を利用して、供給・貯
蔵が出来ること、さらに
発電所用地についても港
の後背地を利用すること

が、可能であることから、
LNG火力発電の誘致に
取り組むべきと考えます
が、町長のご所見を伺い
ます。

■町長■

一、北海道は、風力発
電に適した気候条件と広
大な土地を持つ優位性に
加え、再生エネルギー特
措法の成立、さらには、
北電において電力系統の
連係可能量を拡大する取
り組みを進めていること
を踏まえると、風力発電
の導入拡大に向けた環境
は整備されつつあると考
えています。

町としては、土地利用
規制上の課題はあるもの
の、本年度、国で実証試
験を行う予定の「海の上
に設置する洋上風力発
電」の可能性についても
関心を持っており、本年
七月に施行予定の再生エ

ネルギー特措法等の動向
も踏まえ、風力発電が本
地域にとって持続可能な
エネルギー施策となり得
るかを検討します。



用の観点からも、関係団
体などと連携し、誘致の
可能性について調査、検
討します。

二、LNG（液化天然
ガス）火力発電は、環境
面への配慮が特徴の発電
である一方、使用燃料を
輸入に依存していること
から、輸送コストなどに
左右されたり、貯蔵施設
であるガスタンクの新設
など、発電事業者として
のデメリットもあり、港
の後背地の活用にあたっ
ては、必要とされる敷地
等の規模をはじめ、燃料
を運搬する船の入港に適
しているかなどの検討課
題もあるところです。

何れにしても、本地区
は北海道のエネルギー基
地としての役割は変わっ
ていないこと、さらに、
港湾及び後背地の有効活



道路網の整備について

■質問■

岩内町の道路整備の、取り組みにつきまして、岩内町総合計画のなかで、具体的な、個別施策として、示されておりますが、道路整備は、町民の日常生活に最も密接な関係があり、大きな利便を受けている上からも、関心の高い社会資本整備であります。

道路整備状況は、路線数にして、二百八十四路線で実延長は、百九・五七四kmとなっております、その内高級舗装いわゆる、本舗装と簡易舗装の合計延長は、三十七・〇五九kmで舗装率三十三・八%であります。

また、防塵舗装は、三十七・〇一八kmで舗装率は、三十三・八%となっております。

また、防塵舗装を含めた舗装全体延長は七十四・〇七七kmで舗装率は、六十七・六%であり比較的高い整備水準であります。

この様な整備状況の

もと、次の点について、質問します。

一、都市計画街路は、幹線道路網を形成し、外郭街路と接続されて、機能性豊かな道路網となっておりますが、特に、外郭に接続される、都市計画街路の整備が望まれておりますが、用地処理と財政状況から、近年整備が遅れている、状況でありますので、今後においては、目標年次を定めた、年次計画を樹立の上、計画的な整備をすべきと考えますが、伺います。

二、町政執行方針では、舗装補修等については必要性を総合的に判断した中で、計画的に整備を進めて参りますと、その執行の方針を報告されました。

しかし、本町の防塵舗装は、昭和五十年代急速に整備を図ったため、現段階においては、年数の経過とともに、磨耗と老朽化が進んでおり、毎年、春先の雪解け道路は、穴

が開き、砕石等が飛散している状態が、相当に多く見受けられますので、交通事故防止の観点からも、緊急性が求められている、道路補修工事を優先して、進めるべきと考えますが、伺います。

■町長■

一、都市計画街路の計画決定は、国道、道道、町道の中で、合計十八路線、計画延長二十八・一七kmとなっております、その整備状況は、舗装済み延長が平成二十三年度現在で十四・三四km、舗装率は五十・九%であり、この舗装済み延長の道路管理者別の内訳は、国道が計画延長四・五五kmのうち舗装済み延長が三・二七kmで舗装率七十一・九%、道道が計画延長五・六九kmのうち舗装済み延長が二・七kmで舗装率四十七・五%、町道が計画延長十七・九三kmのうち舗装済み延長が八・三七kmで舗装率四十六・七%となっております。

こうした中、町は平成二十四年度から薄田通りの整備に着手しますがこの完成後は、高校前通りの事業に着手する計画であり、二路線の事業完成には少なくとも十年程度の期間を要するため、残

りの未整備路線については、着手までに一定の期間があることから、事業の効果や実効性などをよく検証した中で、整備を進めたいと考えています。

二、現在の町道舗装は、道路延長約百九・六kmの実延長に対し、舗装済み延長が約七十四・一kmで、その舗装率は六十七・六%となっております。

舗装内容としては、一層の舗装である防塵舗装率は三十三・八%、二層の舗装である簡易舗装及び三層の舗装である高級舗装による舗装率は三十三・八%で同率となっておりますが、防塵舗装は、舗装厚・路盤厚が共に少ないため、経年劣化による磨耗や凍上による影響を大きく受け、舗装の破損状況が増えてきたものです。

このため、舗装厚・路盤厚を増やすなど技術的な変更を加えた対応を進

めるとともに、平成二十一年度以降からは、特定周辺交付金事業の事業費を、より重点的に道路予算に配分して町道の維持管理に努めてきたところであり、今後も、計画的な取り組みを進めます。



海岸保全事業について

■質 問■

御崎海岸から、野東海岸にかけては、季節的な冬期北西風による、波浪更には大型低気圧により、たびたび越波と飛沫による、被害が発生したことから、昭和四十四年から、越波を防止するため、海岸保全事業の認可をつけながら、長い期間をかけ、継続的に消波工の工事を、進めて来たところでありますが、その後、時折低気圧による、災害を受けることも、発生したため、災害復旧工事でも取り進めて来たところでもありますが、現在は事業が終了している状況であります。

しかし、その後の状況としては、海岸侵食は、相当のスピードで進んでおり再度越波と飛沫による、被害が予想されること、更に近年世界各地で異常気象が、発生し、大きな被害をもたらしている、状況からもこの地域の安心・安全の観点から、早期の着工整備をす

べきと、思いますがご意見を伺います。

■町 長■

御崎海岸の護岸保全事業は、昭和四十四年度から平成二年度までで総事業費約四億円の費用をかけ、六脚ブロック五百四十個とテトラポット三千九十四個の設置を進めてきました。

さらに、昭和五十四年度から平成二年度までで波返し護岸の嵩上及び消波工の追加施工による越波対策を行い海岸保全を図ってきました。

また、岩野橋付近の野東海岸については、野東川河口部閉そく防止の突堤の設置のほか、既設護岸上への飛沫防止柵の設置などの対策が行われてきています。

しかし、事業実施後の経年により御崎護岸では越波の頻度が増える傾向がみられ、野東海岸も、陸域部の浸食で護岸部の洗堀や越波が著しくなってきたしていると認識してい

ます。

こうしたことから、海岸保全を図るための新たな対策として、御崎護岸については、堆積土砂の撤去、さらには、消波ブロックの追加設置などの事業手法の検討を進めます。

また、野東海岸につきましては、これまでも、国、道、関係機関による協議を行ってきていますが、当面の対策として、国道の改修工事に合わせた越波対策が合理的であると考えられますので、事業の実施に向けた進捗が図れるよう、積極的な協議を取り進めます。



テトラポット



飛沫防止柵

本堂秀利議員（日本共産党議員団）

泊原子力発電所について

■質問■

一、北海道電力は、活断層の連動性報告について、きちんとした調査をせずに報告書を出し、再調査を指示されています。

安全性にかかわる問題点を徹底的に洗い出し調査するよう北海道電力に申し入れるべきと思いますが、いかがか。

二、三、ストレステスト意見聴取会委員から、ストレステストは安全性に関する総合評価とされるが「すべて筋書きどうりうまくいった場合の机上の樂觀的シミュレーション」、ごく部分的な調査で「お手盛り審査」であるとの抗議声明が出ています。

このような審査自体何の意味があるのか疑われるストレステストで再稼

動などというのはまったく論外ですが、少なくとも泊原発周辺の活断層について再評価が求められている以上、保安院での審査は、この調査結果が反映されたものでなければならぬと思うが、いかがか。

町長は常にさらなる安全性の確保を強く求めていくと述べていますが、そうであれば国に対してこのストレステストの審査は調査結果が出るまで中止するよう求めるべきと思うが見解を伺います。

四、エネルギー支出が地元のエネルギーで調達させるなら、町に雇用と所得が生まれ、税収も増えるとして努力が続いている自治体があります。

このような取り組みは、北海道でも美幌町、

下川町など各地で展開され注目を集めています。

放射能汚染の心配をまったくせずにこのような形で、地域の活性化を目指すことこそ岩内町の進むべき方向であると考えますが、いかがか。

原発からの撤退を決定すること、そして自然再生エネルギーへの転換の道を踏み出すことを強く求めます。

■町長■

一、原子力安全・保安院の指摘を受け、北電では、追加の地質調査と、敷地全面海域の連動断層を範囲約九十八kmとして地震動を評価する旨を、国に報告したとのことです。

加えて、念のための参考として、敷地前面海域の連動断層と、黒松内低地帯・八雲断層との同時

活動を考慮した、範囲約百六十kmの地震動も評価するとしており、結果的に、より厳しい条件下で行われるものと考えます。

一方、泊沖の活断層の評価については、既に、北電では、約十一万年前の噴火により堆積した洞爺火山灰等についての追加調査、及び国の指示により、約二十万年前の古い地質や山側の地質データの補足調査を実施済みであり、この内容も含め、泊発電所の耐震安全性評価の検討が、現在も国において継続中であることから、今後も推移を注視してまいりたいと考えています。

二、三、泊発電所一・二号機のストレステストの一次評価については、現在、国において、専門家

による意見聴取会を開催しながら審査を継続中であります。

耐震安全性評価との関係については、断層連動の今後の評価及び検討結果についても、必要に応じストレステストに反映されるものと考えており、したがって、審査を中止する必要性もないものと考えます。

何れにしても、原子力発電所の安全性の確保については、国の規制責任、事業者の保安責任といった、基本的な枠組みの中で行われるべきものと考えており、今後とも、国や北電に対しては、責任をもつて安全対策に万全を期すこと、さらには、住民にわかりやすく、かつ丁寧の説明することなどを、強く求めてまいります。

二、三、泊発電所一・二号機のストレステストの一次評価については、現在、国において、専門家



四、現在、北海道では平成二十三年度から三十二年度を計画期間とし、道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画の策定作業を進めています。

これと関連し、町では、後志総合振興局に設置された「後志地域再生可能エネルギー資源活用可能性検討会議」に参加し、中長期的な視点に立ち、再生可能エネルギー資源の活用策やエネルギーの地産地消などの情報収集を始めたところです。

一方、エネルギー供給設備の導入には、作業着手から終了まで、長い期間が必要と考えており、何よりも冷静な議論が重要との認識から、国が検討を進めている「新・エネルギー基本計画」の方向性について、注視しているところです。

平成二十四年度町政執行方針から

介護保険・高齢者対策総合事業について

■質問■

一、岩内町特養の施設入居待機者は現在何名か。

二、施設入居希望待機者に対する対策は町としてどのように考えているか。

三、今後施設サービスについては、主に重度者要介護四以上程度の方が利用するサービスに位置づけ要介護二以上程度の方は自立した生活を送ってもらうため居宅サービスと地域密着型サービスへ切り替え、地域密着型サービスの施設供給量の確保を図りますが介護度四以下の老人は施設に入所できなくなるのではないか。

四、要介護認定者の推移が微増にとどまっている要因は何処にあると考えているか。

五、要介護認定で現在より軽度と判定された各層人数、要支援から外れ介護取りあげ人数は。

六、各介護度における介護認定者の利用限度額では何割使っているか。

七、介護費用の一割という高すぎる利用料負担のため低所得者が利用を抑えているのではないか。

八、町の生活支援サービスでは、訪問給食サービス事業があり、町政執行方針では一食あたりの利用者の負担金を六百元から五百円に引き下げ、高齢者に一層利用しやすいサービスへと住民要望に応える料金設定をしましたが、百円引き下げによる町の負担分はいくらになるか。

九、訪問給食サービス事業は食事を賄うことが困難な者の居宅を訪問し孤立感の解消、及び健康保持・増進を図るとあります。

この八千七百食分は何名を推計しているのか。

十、介護が必要にもかかわらず、要介護認定を受けていないため、介護保険サービスの対象とならない高齢者も多く見込まれ、現状では要介護状態になくても二次予防高齢者が多く見込まれる。

一方ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などの中には、日頃、様々な悩みを抱えながら、周りに相談できる相手もなく日常的に孤立してしまつと懸念の方々も増加すると予測されるとあります。

こうしたことへの対策を考えると五百円はもつと検討できるのではない

のか。

どのように検討して五百円なのですか。

十一、厚生労働省「地域包括ケア研究会」報告は今後、高齢化によつて介護サービスの需要爆発が見込まれ一方サービスを提供する人材・財源には限りがある。

給付の優先順位を明確にして選択と集中を進めていくと規定しています。が選択とは介護取りあげにつながるものではないのか。

十二、地域包括ケアとは、介護保険という制度化された相互扶助を高齢者の自己責任と近隣のたすけあい共助ボランティアと役割分担などでおこなう介護サービスの低コスト化ではないのか。

十三、第五期介護保険事業で介護保険料は都道府県に設置されている財政安定化基金や準備基金を取り崩し設定をしたようですが、低所得者への対策はどのようにおこなったのか。

十四、一般会計からの繰り入れで保険料の軽減を行うべきではないのか。

十五、介護保険が始まった二〇〇〇年度は介護費用五十%の国庫負担割合を二十五%に引き下げ、さらに二十三年に引き下げています。

公費負担が制限されるもとは、給付費増は保険料の引き上げに直結します。

国に対して負担割合の引き上げを迫るべきではないのか。

十六、要支援一・二人に給付される介護保険サービスを「介護予防・日常生活支援総合事業」に置き換える制度変更が決められました。

総合事業は介護保険本体とは別枠の「地域支援事業」の一環とされ、その費用は「介護保険給付費の三%以内」と上限が決められています。

町としては総合事業へ制度の変更を目指しているのか。

十七、要支援一・二人は、現行では予防給付としてヘルパーによる家事援助や介護事業者のサービスを利用できますが、総合事業が導入されると市町村の判断で「業者の宅配弁当」「民生委員の見守り」など低コストサービスに切り替えられます。

各人のサービスを総合事業に置き換えるかどうか

かの決定権は「市町村の裁量」とされ本人に決定権はないと決められました。

こうした要支援一・二の対象者を低コストサービスに切り替える総合事業の導入は行つべきではないと考えるがいかがか。

十八、第六期高齢者保健福祉計画や第五期介護保険事業計画を作成するに当たつて要介護一から五の認定者を除き六十五歳以上の方からアンケート調査を行ったことは事業計画を進める上で今後活用できるものです。

アンケートを回収できなかった七百四十八名の調査も最後まで行い高齢者の生活実態や介護へのニーズをつかみ直すことや事業計画に住民の声を反映させることが求められていると思いますがいかがか。

■町長■

一、岩内町特養の入居待機者は現在六十三名で、このうち岩内町特養のみの希望者と早急に入所したい方は二十三名です。

二、待機者対策として、必要度による優先入所や入所順位の随時見直し、短期入所制度の活用、他の施設の斡旋のほか、関連施設や居宅サービスとの一体的な活用を図ります。

三、施設サービスの利用については、単純な要介護度区分ではなく、高齢者の状態や希望、家族の状況等に応じて個々に検討がなされています。

四、介護保険制度の周知と普及により、要介護認定者の急増要因が少ないことや、人口総数が減少する中、高齢者数が横ばい傾向にあることなどから、認定者の微増という結果になっていると考えます。

五、認定の更新で軽度判定となった方は、直近一年間に、要支援一で一名、要支援二で十二名、要介護一で二十三名、要介護二で十六名、要介護三で九名、要介護四で十二名、要介護五で五名、合計七十八名です。要支援等から外れた方は、要支援一で一名、要介護一で一名、合計二名です。

六、利用限度額に対するサービス利用割合は、

一月現在で、要支援一が六十一・八％、要支援二が五十三・六％、要介護一が四十九・五％、要介護二が五十五・六％、要介護三が六十二・六％、要介護四が六十一・三％、要介護五が四十七・二％です。

七、認定者の利用割合は、二月現在で、平均が約六十六％であるのに対し、低所得の方は約七十％であり、低所得者の利用が多い状況です。

八、訪問給食サービス事業の利用者負担額を五百円に引き下げた場合、町の負担額は約八十万円です。

九、実質の利用者の伸びを年約二名、食数の伸びを年約五百食と見込み、平成二十六年の実質の利用者を約三十名、食数を約八千七百食としました。

十、利用者負担額の引下げは、利用しやすいサービスとなることを考慮しつつ、受益者負担の原則と公平性にも配慮し、適正な額であるかの今後の検証も含め、実施するものです。

十一、国の検討は、保険給付費の増大化の抑制に関するものであり、高齢者個々のサービス低下を容認するものではないと考えます。

十二、地域包括ケアとは、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供することであり、介護サービスの低コスト化とは目的が異なります。

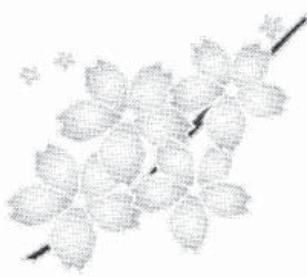
十三、保険料引き上げにおける町独自の低所得者対策として、町民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が八十～百二十万円の方々の負担軽減を図ります。

十四、受益者負担の原則などから、高齢者自身にも保険料負担を定めているものであり、市町村の一般財源への負担転嫁は現行制度の中では難しいと考えます。

十五、国の負担割合を引き上げた場合は、保険料の軽減となりますので、道などを通じ、国に制度改正を要請したいと考えます。

十六、十七、介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者や要介護等になるおそれの高い高齢者に対し、介護予防や生活支援サービス等を総合的に提供する事業であり、実施の是非を含め検討します。

十八、高齢者日常生活調査の未回答者と六十五歳到達者を対象に、改めて調査を行う予定であり、今後の介護予防事業などに活用します。



国民健康保険証適正交付について

■質問■

平成二十三年町の事務

に関する説明書では十二月現在の国民健康保険加入者数は四千二百六名、加入世帯は二千五百四十二世帯と報告。

国民健康保険届出状況で資格取得が四百六件、世帯数三百二十七世帯、五百七十六名。

資格喪失四百十八件、三百八十二世帯、六百九十五名と報告しています。

一、資格喪失四百十八件の内容は。

二、加入世帯と滞納世帯数、滞納率は。

三、滞納者に対するサービス制限は行われたのか、差し押さえは行われたのか。

四、短期保険証の世帯数と人数は、前年度と比べて増減は。

五、短期保険証の交付方法は。

六、資格証明書は発行しているのか。

いるとすればその世帯数と人数は。

七、窓口留置きになっている世帯数とその人数は。

八、こうした被保険者に対する交付の進め方はどのように考え取り扱ってきたのか。

九、平成二十一年度では、短期保険証は窓口交付、窓口留置き数が百六十五件と報告しているが、この通知を受けて町としてはどのように対応したのか。

十、改善に向けた措置、改善結果は。

十一、子どもの健やかな育成に資する観点から資格証明書交付世帯に属する高校生以下の子ども

に対しては有効期間六か月の短期保険証を交付となつてはいるが交付状況と有効月数は。

十二、短期保険証交付世帯に属する高校生以下の子どもに対しては有効期間六か月以上とする短期保険証の交付となつてはいるが、交付状況と有効期間月数は。

十三、各種通知は何時、何度、町に来ているのか。

十四、高校生以下の子どもに対する短期保険証の交付状況について二月二十四日まで報告が求められ、その内容は改善に向けた措置、改善結果とありますが、町としてはどのように報告をしていますか。

十五、高校生以下に限らず、一般被保険者にも「国保証を留め置くな」という道の通知をしつかり受け止め対処すべきだと思いますが、所見を伺い

ます。

■町長■

一、転出六十五件、他保険加入二百六十九件、生活保護四十件、死亡二十八件、世帯合併九件、その他七件です。

二、昨年六月一日現在で、加入二千六百九世帯、滞納世帯は三百四十三世帯で十三・一％です。

三、サービス制限はなく、差押えは、昨年度において、所得税還付金など百四十件を実施しています。

四、短期保険証交付は、昨年六月一日現在で二百四十四世帯四百二十一名、八十九世帯の増、九名の減です。

五、短期保険証は、面談の機会を確保するため原則、窓口交付です。

六、資格証明書の交付例はありません。

七、現在、窓口留置きは、六十六世帯八十二名です。

八、留置き保険証については、広報、文書、電話等で来庁を促し、さらに訪問により手渡するなど、必要な時に受診できるように配慮しています。

面談拒否や受診時に交付されればよいという方なども多く、一部が留置きとなっております。

九、十、通知は、保険証の適正交付に努めよということです。

町としては、これまで以上に面談を求め、速やかに交付できるよう対応します。

十一、十二、高校生以下百二十名に六か月短期保険証を交付しています。

十三、各通知は、平成二十二年六月一日付で受理しています。

十四、高校生以下の短期保険証は、郵送しています。

道からは、特に改善の必要はないものと、判断されています。

十五、保険証を適正、迅速に届けることも、公正・公平な負担を求めることも、保険者の責務で制度の根幹です。納税は極めて重要であり、納付相談を積極的に行いながら、適正交付に努めます。

平成二十四年度の教育行政執行方針について

特に学校教育の主要施策について

■質問■

一、全国学力テストについて、小学六年生と中学三年生を対象に抽出率三十％で実施（四月十七日）の予定ですが、岩内は実施の予定か。

二〇一三年には「数年に一度はきめ細かい調査を実施する必要がある」として悉皆調査が計画されています。

今年来年と子供と教職員には新たな負担になると思いませんか。

数年前なされたこの全国学力テストでは岩内町の小学生中学生の学習上の課題と生活面や家庭での課題がほぼ明確になっていると思いますが、その課題はどのようなものか。

「学校改善プラン」の内容はどのようなものか。上記の二つについては町民に公開し地域の方も借りて学力や生活の改善に取り組む考えが必要ではないのか。

二、準要保護世帯の基準を生活保護世帯の一・〇五倍を一・二倍にして対象となる世帯数の増加数はいくらか。また、一・二倍にした根拠は。

後志の他の十八町村の準要保護世帯の基準はどうか。

岩内町は他町村に例のない準要保護世帯への支給額の十％をカットしていますが、その根拠とその十％に相当する金額はいくらか。

三、学校給食について、食材の産地別割合は。

小学校（三校）中学校（二校）の冷凍食品の占める割合は。

放射能汚染から子供を守るために食材の放射能検査機器の用意を予定しているか。

四、岩内町立小中学適正配置基準方針は。

小学校の統廃合となり「統廃合準備委員会」（仮

）の設置となっているが、町政執行方針にある「教育の機会均等や教育水準の向上を目的として具体的な検討を進めて・・・」としていますが、本当に教育の機会均等や教育水準の向上につながるのか。

国の基準の人数に合わせると各学年がークラスになりークラス替えができないという理由の統廃合ではないか。

国が定めている小中学校のークラスの人数にはどのような根拠があるか。

小学校一校減ることによって交付金はいくら減額されるか。

我が国の教育への公的支出はGDP比三十三％です。

OECD（経済協力開発機構）二十八ヶ国中で

最下位（二〇〇七年）ですが、小学校一年生の少人数（三十五人）学級がようやく実現しました。

先進国の小学校一年生のークラスの人数は。

いじめや友人関係の悩みなどで増加傾向にある不登校の生徒への対応は、少人数学級（二十五人）実現で解決の道が見えるのではないか。

一人ひとりの児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら社会的資質や行動力を高める教育活動が実現できるのでないか。

学校は地域において重要で災害、原発事故の集合場所にもなっています。それへの対応はどのように考えているか。

五、防災教育について国は全国防災対策費として平成二十三年度の最終補正予算と二十四年度予算で一・一兆円を計上しています。

町は震災と泊原発事故との複合災害を想定した避難訓練と災害への心構えを学ぶ機会を地域と

もに定期的に取り組むべきではないか。

■教育長■

一、平成二十四年度の学力テストは、岩内町でも希望調査により実施します。

新たな負担は、今後、理科の教科が加わるなど調査方法が変更となっても、これまでと同様の体制で実施するため、新たな負担はないと考えています。

学力テストによる課題は、学習面では小学校の国語で、漢字の読み書きの基礎的知識や自分の考えをまとめ効果的に書くこと。算数は、正数や小数の計算の理解や筋道をたてて考えることや、ある場面を数字として整理する能力などが不足しています。

中学校では、国語は小学校と同様に漢字の読み書きや同音異義語の理解、また、ある事に対し

て自分の考えをまとめたリ論理的に書いたりすること。数学では、四則計算の活用や、数量計算や法則等を文字式で表現する能力などが不足している傾向にあります。

岩内町の平均正答率は、これまでも全道平均を下まわっております。

生活面の課題は、小中学校とも同じ傾向にあり家庭学習が定着して少なく、テレビやゲーム時間が多く、学習時間が短かく、予習や復習が十分にできていない傾向であります。

学校改善プランは、各学校で調査の分析による課題を基礎的・基本的な知識や技能の定着を目指した工夫や改善に向けた検証を行った後、年間指導計画の見直しや指導体制の確立、朝自習・放課後学習、家庭学習の工夫などの内容を計画を立て、これを基に、授業の展開や家庭への理解を深

める取り組みを実施しています。

また、定期テスト等により、理解度・定着度を把握し校内研究授業による実践チェック、保護者アンケートによる評価や意見を聞き、それらの成果を分析・検証を進めながら学校改善プランに取り組んでいます。

各校では、本調査の課題や学校改善プランを学校だよりで保護者へ通知するとともに学校だよりは教育委員会や役場等に揭示し、公開に努めています。

地域の方の協力は、これまで長期休業中の補充学習等で学校支援ボランティアの協力をいただいており、今後も地域の教育力の活用が図られるよう努めています。

二、準要保護認定基準をこれまでの生活保護基準の一・〇五倍を一・二倍に引き上げた場合の増加世帯数は、三世帯五名前後で、引き上げの理由は全道、後志管内的にも一・二倍、一・三倍とし

ている市町村が多いこと、さらには、地域経済が低迷している状況等から、一・二倍に引き上げるものであります。

後志管内の状況は、生活保護基準を用いている町村が、平成二十三年四月で十六町村で、この内、一・二倍以下が十一町村、一・三倍が五町村です。

準要保護世帯の支給額十%カットの根拠は、補助金が平成十七年度より一般財源化されたことから、岩内町でも限られた予算の中で、教材消耗品や備品購入費の確保等、教育費予算全体の予算配分を工夫し、どう効果的に事業執行出来るかを検討したところ、就学援助における準要保護扶助費は、一部負担するよう要綱を改正し、平成十九年四月より施行しました。なお、支給額の減額に相当する額は、平成二十三年度予算ベースでは小中学校合わせ百九十八万六千円であります。

三、食材の産地別割合

は、主食である米は地元産米を、パンは北海道産小麦を使用しており、全てが地場産物です。

副食は、平成二十一年度調査では、一年間を通じて約三十二%が地場産品を使用しているとの結果でありました。

小中学校の給食食材に係る冷凍食品の占める割合は、主食であるご飯やパン、麺類を除く、副食であるおかず類では、平成二十三年七月と十二月の二か月を調査したところ、副食費に占める冷凍食品の単価割合では、小中学校で約五十二%、中学校では、約五十五%となっておりあります。

放射能汚染から子どもを守るために食材の放射能検査機器の用意は、現在、市場に流通している一都十六県の食材は、生産・流通段階等で一定の安全検査が実施され、安全な食材が流通していると考えます。

教育委員会としては、現時点で町独自に学校給食食材の放射性物質検査を実施する検査機器を

購入する予定はありませんが、国や他町村の動向、さらには学校保護者の意見等も注視して参ります。

四、この度の統廃合は、二校とも一学年一学級の単学級の解消を図り、クラス替えが可能な一学年二学級を確保し、一学級の児童数を二十人から三十人程度にしたいという大きな要因です。

これにより、町内二校の均衡ある教育環境を提供することが可能となり、強いては教育水準の向上になると考えています。

このクラス替えが可能の前提としては、国の学級編成基準の上限人数を考慮しています。

国が定める一学級の人数は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づく、第五次教職員定数改善計画により四十人学級が完成し、その基本は、教師が子ども一人ひとりに目配りでき、適切な指導が出来る学級規模が一学級の上限人数の

前提となつていふと考えます。

小学校が二校減ることにより、平成二十三年度普通交付税では、基準財政需要額で一校当たり九百五十五万八千円が算入されていますので、統廃合により約一千万円が減額となるものと思われます。

先進国の小学校一年生の一クラスの人数は、日本は、平均児童数二十八人で、OECD平均が二十一・六人です。

一学級の上限人数は、イギリスやドイツは三十人を下回っており、日本の一学級当たりの人数は多いと考えます。

増加傾向にある不登校は、病気や家庭環境、友人関係等が不登校のきっかけと考えられており、このため、学校ではいじめアンケートや子どもとの教育相談を実施するなど、不登校の未然防止に努めています。

本町の場合は、統廃合せず三校を維持した場合、クラス替えが出来なく、一学級が三十人を超

える学級が生じることも統廃合を行う一つの要因であります。

少人数学級は、個性の伸長を図りながら社会的資質や行動力を高める教育活動が実現するため、小学校では二十人から三十人規模の学級が望ましいと考え、今回の統廃合を進めています。

廃校となる学校は、学校を取り壊すのではなく、町の所有で有効活用されるものと考えます。よって、他の用途に使用されても、災害時には避難施設として位置付けられると考えます。

五、防災教育は、各小中学校に於いて教育課程に位置付けられ、教育活動全体を通じ、体系的、計画的に行われます。

特に、東日本大震災を受け、北海道教育委員会は、災害種別毎の防災教育啓発パンフレットを児童生徒に配布し、本町でも資料等を活用し、地域の状況にあった防災教育を各校で取り組むこととしています。

前田 直久 議員（市民自治を考える会）

選挙公約と

二十四年度予算について

■質問■

平成二十四年度予算は上岡町長再選後初の予算編成になります。そこで二十四年度予算編成についてお尋ねします。

再質問のないよう具体的に、詳細にお答えください。

一、予算編成にあたっての基本的方針は、これまで通りの成果指向の予算編成と理解しているか。

そつだとすれば二十三年度事業評価と二十四年度予算への反映について伺います。

二、再選にあたっての選挙公約実現に向けて、二十四年度予算にどのように反映されているのかお尋ねします。

■町長■

一、予算編成にあたっては、これまでも「歳入に見合う歳出」の考え方を基本としながらも、施策の重要性や緊急性などを十分に勘案の上、国などの補助制度を最大限に活用しつつ、限られた財源を適切に配分し、計画的な財政運営に努めてきました。

二、三期目にあたり「経済的な豊かさ」と心の充実が得られるまち」を目指し、「地域産業の振興」「災害に強いまちづくり」さらには、「安心して暮らせる住みよいまちづくり」を公約しました。

平成二十四年度の予算編成は、歳入の中心となる町税が、景気低迷の影響のほか、土地建物が評価替えによる大幅な価格の下落などにより、減収

となる厳しい状況にありました。

そういった中においても、地域産業を活性化する対策、子どもから高齢者まで健康で安全安心に暮らせる福祉・医療・防災・学校教育などの対策や道路・町営住宅の整備等の住環境整備を実施するため、財政調整基金の活用などにより財源の確保を図りました。

「活力ある産業基盤づくり」の事業は、浅海藻場造成試験事業補助金、岩内水稲生産組合設備整備事業補助金、プレミアム商品券発行事業補助金などです。

「住みよい町づくり」の事業は、町道の舗装新設・維持補修工事、運動公園の野球場や陸上競技場等の改修、さらに、栄団地及び栄集会所の建替事業などです。

「安心して暮らせる町づくり」の事業は、高齢者の介護予防事業や放課後児童保育の時間延長、がん検診及び各種予防接種による健康保持の事業、さらには、防災対策事業の海抜表示板の設置、防災行政無線更新整備事業などです。

「心豊かな人と文化を育む町づくり」の事業は、幼稚園就園奨励事業補助金、第一中学校給水設備等改修工事や小学校三校の体育館床等改修工事のほか、外国語指導員助手の配置などの事業です。

三期目の公約の実現に向けて更なる努力をいたします。

■再質問■

二十三年度予算編成にあたっては「町の経済活性化のためには町が下支えしなければならぬ」とあるが、今年度も同じ考えで予算編成しているのか。

■町長■

「活力ある産業基盤づくり」や「住みよい町づくりの事業」で、地域経済の下支えをするという方針は、平成二十三年度と変わっていない。



町政執行方針について

■質問■

町政執行方針について
平成二十四年度町政執行方針と、昨年度の町政執行方針を読み比べたところ、平成二十四年度と二十三年度の執行方針の主要施策の小項目は全く同じですが、町政執行基本方針の中で違う個所は、「地域主権改革への対応」という小項目が二十四年度執行方針に追加されておりました。

■町長■

地域主権改革の第一次一括法関連で本定例会に提案した二本の条例改正以外の項目については、平成二十四年四月一日の施行期日に一年の経過措置が設けられていることから、国より条例委任される基準などを精査の上、期限までに必要な見直しを行います。

さらに、昨年八月に公布された第二次一括法に関連する新たな条例改正等も合わせると、今後、相当な見直しや、地域の実情に合った基準設定の検討が必要になることから、施行期限の平成二十五年四月一日までに、全ての整備を適正に行うよう取り進めます。

■再質問■

執行方針の中で「初心に立ちかえり」とありますが、町民生活の充足度を高めるという平成十八年一月作成の「岩内町新行軍大綱」を見ることも初心にかえることではありませんか。

■町長■

住民の経済的な豊かさ、心の充実が得られる町の実現を目指すための施策としては、住環境対策、高齢者福祉対策、児童福祉対策、教育環境対策などを実施するものであり、それにより、住民生活の充足度を高められるものと考えます。

■質問■

現在「北海道地域防災計画原子力防災計画編」及び「泊発電所周辺地域原子力防災計画」の改訂作業中と思いますが、それに基づいて設定される「コンクリート屋内退避所及び避難のための集合場所」について伺います。

■町長■

一、コンクリート屋内退避所は、現在、十六箇所で、集合場所は、同一の施設としてことから、同数となっています。

二、三、建築基準法による耐震基準を満たす必要がありますが、現在の耐震基準は、昭和五十六年六月に施行されています。

コンクリート屋内退避所は、昭和五十六年六月

二、そのうち耐震設計している建物は何箇所か。

三、どのくらいの地震に耐えられるのか。

四、耐震設計していない建物はいつまでに耐震構造にするのか。

以上について伺います。

原子力防災計画における屋内避難所及び避難のための集合場所について

直しが必要になってくる

と考えており、合わせて、地域防災計画との整合性の精査など検討すべき事項や課題があるものと考えています。

耐震化については、それらの方向性や検討事項を整理した上で、耐震診断の実施を含め、今後の施設のあり方なども勘案しながら、十分検討して参りたいと考えています。

■再質問■

耐震工事を終了している学校は体育館も耐震工事を終了しているのか。

現在の原子力防災計画は、福島県の事例のような地震、津波を全く考慮していない。

こつした点について退避所等の対策をどのように計画に盛り込むのか。

四、複合災害を想定した場合には、原子力防災計画におけるコンクリート屋内退避所の指定の見

■町長■

一、第二中学校体育館は、耐震診断の結果、耐震基準が満たされているとの診断結果から、耐震工事を行っていませんが、他の四校の体育館については、いずれも耐震基準を満たすための耐震工事を行っています。

二、町における津波浸水予測を参考として、地域防災計画との整合性を図りながら、原子力防災計画の見直しに際し、退避所の決定やあり方などについて十分検討します。

水道事業給水条例の

解説について

■質問■

岩内町上水道給水条例

第二十五条は、特別な場合における料金の算定についての規定であります。この条項は、月の途中での使用開始あるいは、使用の中止をした場合に、使用水量が少ないうちに、基本料金を徴収するに過酷であるとする法意で、使用水量が、基本水量の二分の一に満たない時は基本料金の二分の一とするというものの中で、少量使用者から基本料金を徴収することは不合理であり、使用者間での不公平を解消するものであると考えますが、町長の見解をお聞かせください。

■町長■
給水条例第二十五条は、月の途中において、水道の使用を開始し、又は使用を中止した時の料金の算定であり、使用期間・使用水量に応じて、

料金を設定しているものであります。

また、基本料金は、使用水量の多少にかかわらず水道施設を維持するために施設使用者から応分に負担して頂いているものであります。

■再質問■

法意についてお答えがないので、再度お尋ねします。

■町長■

給水条例第二十五条の法意については、月の途中での使用開始、あるいは、使用の中止をした場合、使用水量が少ない時に、基本料金を徴収するのは、利用者の負担となることから、この条項を規定している。

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災無線でお知らせします。
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

編集後記

「議会だより百十六号」をお届けいたします。第一回定例会での代表質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見・要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

表紙の写真は昨年5月、マリンビューでの遠足の様子です。

今年もたくさんの方のご来場お待ちしております。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真等は、ご希望があればデータで差し上げますので、USBやCDをご用意下さい。
(議会運営委員会)